

（趣旨）

第1条 この規則は、埼玉県迷惑行為防止条例（昭和38年埼玉県条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（命令）

第2条 条例第7条第4項の規定による命令は別記様式第1号の命令書により、同条第6項の規定による命令は別記様式第2号の命令書により行うものとする。

（公安委員会規則で定める地域）

第3条 条例第7条第5項の公安委員会規則で定める地域は、別表に掲げる地域とする。

（位置情報記録・送信装置の範囲）

第4条 条例第10条第2項第9号の公安委員会規則で定める装置は、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第4項に規定する衛星測位の技術を用いて得られる当該装置の位置に係る位置情報を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）として記録し、又はこれを送信する機能を有する装置をいう。

（位置情報の取得方法）

第5条 条例第10条第2項第9号の公安委員会規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 位置情報記録・送信装置の映像面上において、電磁的記録として記録された位置情報を視覚により認識することができる状態にして閲覧する方法
- (2) 位置情報記録・送信装置により記録された電磁的記録に係る記録媒体を取得する方法（当該電磁的記録を他の記録媒体に複写する方法を含む。）
- (3) 位置情報記録・送信装置により送信された電磁的記録を受信する方法（当該方法により取得された位置情報を他人の求めに応じて提供する役務を提供する者から当該役務を利用して当該位置情報の提供を受ける方法を含む。）

（位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為）

第6条 条例第10条第2項第10号の公安委員会規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) その所持する物に位置情報記録・送信装置を差し入れること。
- (2) 位置情報記録・送信装置を差し入れた物を交付すること。
- (3) その移動の用に供されることとされ、又は現に供されている道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車、同項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車、同項第11号の3に規定する身体障害者用の車椅子又は道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第1条第1号に規定する歩行補助車（それぞれの所持する物に該当するものを除く。）に位置情報記録・送信装置を取り付け、又は差し入れること。

附 則 （略）

別 表 （略）

別記様式（略）